



永新知識產權
NTD IP ATTORNEYS

中国知的財産権 実務研究

| OCT 2025 |
総第 25 期

PRACTICAL RESEARCH OF CHINA INTELLECTUAL PROPERTY

今回のハイライト

重要なビッグデータ

『商標法』第32条における先行著作権の保護規則についての
簡単な分析 | 劉達

知的財産権侵害差止判決の執行に関する研究 | 永新知識產權

重要なビッグデータ

2024年の特許に関する重要なデータ統計

統計項目	数量（単位：件）
発明出願件数	1828054
中国国内発明	1672001
海外発明（中国における海外からの出願）	156053
実用新案出願件数	3184652
中国国内実用新案	3178314
海外実用新案	6338
意匠出願件数	819213
中国国内意匠	803114
海外意匠	16099
復審受理件数	97141
発明	51870
実用新案	5398
意匠	5398
復審結審周期	20.4ヶ月

『商標法』第32条における先行著作権の保護規則についての簡単な分析

■ 劉達

『商標法』第32条には、「商標登録の出願は他人の先行権利を侵害してはならない」と明確に規定されている。上記第32条における先行権利は、著作権、氏名権、肖像権、社名権、商品化権などの先行権利を含み、該先行権利は、当事者が係争商標の出願日前に享受している民事権利又は保護されるべき他の合法的な権益であるべきであり、係争商標の登録が承認された時に先行権利が存在していない場合、係争商標の登録に影響を与えない^[1]。

本稿において検討されている先行著作権の保護規則について、具体的には、『最高人民法院による商標権付与・確定に係る行政事件の審理における若干問題に関する規定』第19条によると、当事者が、係争商標が自己の先行著作権を侵害すると主張する場合、人民法院は、著作権法などの関連規定に従って、その主張する客体が著作物を構成するか否か、当事者が著作権者又は著作権を主張する権利がある他の利害関係者であるか否か、及び係争商標が著作権に対する侵害を構成するか否かを審査しなければならない。上記規定から分かるように、法院は、係争商標の登録出願が当事者の先行著作権を侵害するか否かを判断する際に、(1) 係争著作物が著作権法の保護客体を構成するか否か、(2) 当事者が係争著作物の著作権者又は利害関係者であるか否か、(3) 係争商標の出願人が係争商標の出願日前に係争著作物に接触する可能性があるか否か、(4) 係争商標の標章が係争著作物と実質的類似するか否かという要件を考慮すべきである。上述したいずれか1つの要件が満たされない場合、他の要件を認定する必要がない。^[2]

一、係争著作物が著作権法の保護客体を構成するか否かについて

『商標法』第32条は、当事者が係争商標の登録出願日前に享受しており、かつ著作権法に規定する保護期間を超えない著作権を保護する。^[3] 中国の『著作権法』及び関連規定によると、先行著作権を構成する著作物は、『著作権法』における、文学的、美術的及び学術の分野において独創性を有し、かつ一定の形式をもって表現できる知的成果物である

[1] 『最高人民法院による商標権付与・確定に係る行政事件の審理における若干問題に関する規定』第18条

[2] 『北京市高級人民法院による商標権付与・確定に係る行政事件の審理ガイドライン』第16.4条

[3] 『北京市高級人民法院による商標権付与・確定に係る行政事件の審理ガイドライン』第16.6条

という著作物の定義に適合する必要がある。^[4] したがって、係争著作物が著作権法の保護客体を構成するか否かは、該著作物が独創性を有するか否かによって決まる。一般的に、著作権法における独創性は、独立して完了されることを要求するだけでなく、著作者の独自の知的判断、選択、取捨及び手配を反映することも要求する。独創性を欠いたものは著作物と認定しないべきである。簡単なありふれた図形、文字などは、一般的に著作物と認定されない。^[5] 例えば、广州市瑋成服装有限公司が国家知識産權局を商標無効宣告について訴える事件^[6]において、法院は、欧夫懷特公司が著作権を享受すると主張した係争

図形が「」図形であり、全て黑白の縞模様で構成され、一般的な幾何学的図形に過ぎず、全体的なデザインが簡単であり、構成要素が単一であり、デザイナーの審美理念及び個性的な表現を反映せず、またデザイナーの個人的な選択及び判断も反映せず、すなわち、係争図形が中国の著作権法における独創性の要件を満たさず、著作権法に規定される著作物を構成しないと判断した。

二、当事者が係争著作物の著作権者又は利害関係者であるか否かについて

『最高人民法院による商標権付与・確定に係る行政事件の審理における若干問題に関する規定』第19条には、「商標の標章が著作権法の保護を受ける著作物を構成する場合、当事者が提供した、商標の標章に関連するデザイン原稿、原本、権利取得契約、係争商標の出願日前の著作権登録証などは、いずれも著作権の帰属を証明するための初步的な証拠であり得る。商標公告、商標登録証などは、商標出願人が、商標の標章の著作権を主張する権利を有する利害関係者であることを確定するための初步的な証拠でなり得る」と規定する。

著作権登録証は、著作権の帰属を証明するための初步的な証拠に過ぎないが、一方では、係争著作物が独創性の要件を満たすことを主張することに役立ち、他方では、先行商標登録及び公開使用などの証拠と組み合わせることで、権利帰属又は利害関係を証明することに役立つため、重要な役割を果たす。例えば、紋意国际股份有限公司が国家知識産權局を商標無効宣告について訴える事件^[7]において、国家知識産權局及び一審法院は、紋意公司が提出した先行中国国内商標登録情報、先行商標広告宣伝資料、新聞・雑誌の記事などによって、紋意公司が係争著作物について先行著作権を享受することを証明するには不十分であると判断した。二審訴訟において、紋意公司は、後に登録した著作権登録証を補充した。二審法院は、紋意公司が提出した宣伝資料、報道資料及び中国国内の公刊物の雑誌などの証拠によって、紋意公司が係争商標の出願日前に係争著作物を商標として自社の

[4] 『中華人民共和国著作権法』第3条

[5] 『北京市高級人民法院による商標権付与・確定に係る行政事件の審理ガイドライン』第16.5条

[6] (2020)京行終3626号

[7] (2020)京行終4328号

生産・販売する製品に公開使用したことを証明できると判断した。上記証拠を総合すると、その主張を覆すに十分な反証がない場合、紋意公司が係争著作物の利害関係者であり、係争著作物について先行著作権を主張できると認定することができる。

三、係争商標の出願人が係争商標の出願日前に係争著作物に接触する可能性があるか否かについて

係争商標の出願人が係争著作物に接触する可能性があるか否か、すなわち「接触可能性」について、当事者は、係争商標の出願人が係争商標の出願日前に実際に係争著作物に接触したことを証明する必要がなく、係争商標の出願人が係争著作物に接触する可能性があることを証明するだけでよい。当事者は、係争商標の出願日前に係争著作物が既に関連する公衆領域に入ったこと、又は係争商標の出願人が他の手段で係争著作物に接触できることを証明する証拠を提出するだけでよく、反証がない場合、接触可能性があると推定することができる。例えば、秦立柱が国家知識産権局を商標無効宣告について訴える事件^[8]において、法院は、ヨーク壁紙会社が提出した本事件の証拠が、ヨーク壁紙会社が係争商標の出願日前に既に係争著作物を自社が中国本土で公開販売・宣伝した壁紙製品に使用して、秦立柱が係争著作物に接触する可能性があることを証明できると判断した。

四、係争商標の標章が係争著作物と実質的に類似するか否かについて

係争商標の標章が係争著作物と実質的に類似するか否かを判断する場合、係争商標の標章が係争著作物と同一又は類似であるか否かを、著作権法における実質的類似性の標準を用いて認定すべきであり、商標法における混同を構成するか否かにより対比して判断すべきではない。

また、係争商標の標章が係争著作物と実質的に類似するか否かを判断する場合、両者が共通して使用し公衆領域に入った表現を考慮しない。^[9] また、係争商標の標章が係争著作物と実質的に類似するか否かを判断する場合、係争著作物の独創性についても総合的に考慮する必要がある。独創性が高い著作物については、実質的に類似すると認定する基準は、適切に緩和されるべきであり、独創性が低い著作物については、類似すると認定する基準は、厳格に把握されるべきである。一般的に、係争商標と係争著作物との間に視覚的な差異がほぼ存在しない場合にのみ、実質的に類似すると認定することができる。^[10]

実質に類似すると判定する基準について、本稿では、以下のように例を挙げて説明す

[8] (2021)京行終2593号

[9] 『北京市高級人民法院による商標権付与・確定に係る行政事件の審理ガイドライン』第16.6条

[10] 『北京市高級人民法院による商標権付与・確定に係る行政事件の審理ガイドライン』第16.9条

る。

独創性が低い著作物については、係争商標の標章と係争著作物との間に軽微な差異があれば、実質的に類似すると認定されない可能性がある。例えば、最高人民法院は、係争



商標「」における牛の図形と係争著作物「」における牛の図形とが、いずれも簡単な線と色面で構成された比較的抽象的な切り絵技法を用いるが、牛の全体的な傾斜角度、色面の曲率、牛の角の線の角度及び雄牛のマークという点では、明らかな相違点がある。両者の全体的な図柄が実質的に類似するレベルに達しないと判断した。
[11]

逆に、独創性が高い著作物については、実質に類似すると認定する基準はそれに応じて緩和される。係争商標の標章が複数の要素を含み、そのうちの個別の要素のみが係争著作物と同一である場合、該個別の要素が独創性の高い他人の著作物を模倣したものであれば、たとえ係争商標の標章の複数の要素のうちの1つに過ぎないとしても、実質的に類似するとみなされる。例えば、国家知識産権局は、係争商標



「」の図形部分（赤枠で囲まれたカエルの頭）と、サンリオ会社が著作権を主張する係争美術著作物「KEROPPI」である



KEROPPI（けろけろけろっぴ）」（係争著作物の類似原型は「」である）とは、構成要素、デザインスタイルなどの点で実質的に類似すると認定した。^[12]

また、先行著作権の保護範囲について、当事者が、係争商標が自己の先行著作権を侵害することを理由として、登録が承認されるべきではないか又は無効にされるべきであると主張する場合、係争商標の使用指定商品又は役務の種類を考慮しない。^[13] 上記規定によると、先行権利としての著作権の保護範囲は、商標が使用される指定商品又は役務の全で

[11] (2014) 知行字第90号

[12] 商评字〔2024〕第0000254835号

[13] 『北京市高級人民法院による商標権付与・確定に係る行政事件の審理ガイドライン』第16. 11条

の種類に及び、係争商標が使用される指定商品又は役務の具体的なカテゴリーを考慮しない。

五、まとめ

企業は、他人による悪意のある商標冒認行為に取り締まるために、先行著作権を主張することにより冒認登録された商標に対して異議を申し立てたり、無効を主張したりすることができる。先行著作権は、係争商標の指定商品又は役務のカテゴリーに制限されず、権利登録を必要条件としないという特性を有するが、認定要件及び立証責任がより厳格であるなどの難点も有する。筆者は、企業が、日常の経営管理において、著作権の帰属を証明するために使用できる著作物のデザイン原稿、原本、許可契約などの証拠を適切に保管するよう留意することを推奨する。また、先行著作権の帰属を明確にするために、独創性を有する著作物について可能な限り速やかに著作権登録を行うことを推奨する。また、商標として著作権の保護を受ける著作物については、企業は、速やかに商標と著作権の両方の登録を申請すべきであり、他者による商標冒認を防止するとともに、企業の著作権の帰属を初步的に確認する。



■ 刘達

弁護士 | 商標弁理士

劉達弁護士は 2018 年から法律サービス業務に従事し始め、主な業務分野は知的財産権訴訟、商標出願及び係争事件、契約の審査及び処理、知的財産権及び人事の長年の法律顧問業務等であり、これらの分野において豊富な経験を蓄積している。

劉弁護士は長年にわたり、中国、米国、ヨーロッパなどの多くの有名な多国籍企業にサービスを提供しており、顧客には通信サービス、スポーツウェア、機械製品、日用品などの業界が含まれている。

知的財産権侵害差止判決の執行に関する研究

■ 永新知識産権

知的財産権侵害紛争事件において、権利者にとっての救済方式は、主に侵害差止と損害賠償である。知的財産権侵害が成立すると認定した後、法院が下した判決は、主に、以下の2つの部分を含む。第1部分は、侵害者に知的財産権侵害差止を命じることであり、侵害差止判決と略称される。第2部分は、侵害者に対して損害賠償責任を負うよう命じることであり、損害賠償判決と略称される。侵害者が有効な判決に定められた義務の履行を拒否した場合、権利者又は利害関係者は、有効な法院判決の強制執行を法院に申し立てることができる。

損害賠償判決の執行について、法院は通常、被執行人の財産の差押え、押収、凍結などの様々な執行措置を有する。一般的に、損害賠償判決の執行について法院の執行手続及び執行規則は、比較的明確である。しかしながら、侵害差止判決の執行について、執行実践に多くの障害に直面する可能性がある。侵害差止判決の執行は、不作為の行為請求権の執行に属する。法院によっては、該判決に実質的に執行できる内容がないと判断したり、執行申立人の証拠が不十分であると判断していかなる執行措置を取らなくしたり、被執行人が侵害を差し止めたか否かを確認することが困難であると判断して調査確認を拒否したり、執行申立人に対して、侵害者が侵害行為を差し止めないと発見した場合に別途訴訟を提起するよう勧告したりする場合がある。

一、侵害差止判決及び再侵害

侵害差止は、侵害者の妨害行為に起因する民事責任であり、権利者の権利が侵害された後の救済措置である。法院が侵害差止判決を下すと、判決が有効になった日から、侵害行為者は直ちに知的財産権の侵害行為を差し止め、かつ将来、該知的財産を侵害し続けることができない。したがって、侵害差止判決における「侵害差止」内容は、現在進行中の侵害行為の差止と将来において発生する可能性のある侵害行為の差止とを含むと理解されるべきである。

一部の知的財産権侵害紛争事件において、権利者が受け取った損害賠償がその実際の損失を補償するのに不十分である場合があり、権利者は、法院が下した侵害差止判決を非常に重視し、その理由は、有効な法院判決が進行中の侵害行為を阻止するだけでなく、あ

る程度、将来において発生する可能性のある同一又は実質的に同一の侵害行為、すなわち再侵害行為を防止することができる事である。

侵害者による再侵害行為に対して、有効な侵害差止判決の執行を申し立てる方式又は別途訴訟を提起する方式には、それぞれ長所と短所がある。例えば、有効な侵害差止判決の執行を申し立てると、進行中の侵害行為を阻止することができ、訴訟費用と司法資源を節約するだけでなく、ある程度、将来の再侵害行為を防止することができる。しかしながら、再侵害行為による経済的損失について、権利者は、有効な判決の強制執行を申し立てる方式で経済的補償を得ることができない。再侵害行為に対して別途訴訟を提起する場合の短所は、権利保護にかかる費用が高額であり、かつ法院が新たな判決を下すまでに通常長い時間がかかる事であり、当然のことながら、その利点は、権利者が新たな勝訴判決により、対応する経済的補償を得る機会があることである。

法院が受理し、再侵害行為に対して効果的な強制執行措置を取ることができる場合、一部の権利者は、再侵害行為を阻止するために、既に有効となった侵害差止判決の強制執行を申し立てることを好み、その理由は、権利者にとって最も経済的かつ迅速な方式であり、再侵害行為を阻止・防止する最も効果的な方式でもある。

二、侵害差止判決の執行の申立条件

一般的に、有効な民事判決の執行を申し立てるための前提の1つは、義務者が履行を拒否することである。侵害差止は、不作為義務であり、履行を拒否することは、知的財産権侵害者が侵害差止を拒否することに対応する。例えば、侵害製品を製造・販売し続けることは、「履行を拒否する」ことに属すべきであり、特許方法を使用し続けることも「履行を拒否する」ことに属すべきである。一般的に、執行申立人は、執行を申し立てる際に、侵害者が知的財産権侵害行為を差し止めていないことを証明する必要があり、執行申立人が「履行を拒否する」ことをどのように、またどの程度まで証明すべきであるかについては、現在のところ明確な運用ガイドライン及び統一的な標準がない。一般的に、執行申立人は、侵害行為者が侵害行為を差し止めないか又は差し止めない可能性が高いことを示すいくつかの初步的な証拠を少なくとも提出すべきである。

また、被執行人の立場から見ると、被執行人が口頭又は書面で侵害行為を差し止めた旨を表明するが、実際に侵害行為を差し止めたことを証明するための対応する証拠を提出しない場合、法院が、一方的な表明に基づいて、被執行人が侵害を差し止めかつ不作為義務を履行したと認定して、執行を停止することができるのでしょうか？筆者は、以下のとおり考える。執行申立人が、義務者が侵害行為を差し止めない可能性が高いことを示す初步的な証拠を有する場合、法院は、被執行人が侵害行為を差し止めたか否かについて

現地調査を行うか又は証拠を提出して証明を行うよう被執行人に求める必要がある。

執行申立人が侵害差止判決の強制執行を法院に申し立てる場合、法院は、対応する執行標準と手続を有すべきである。「不作為義務の履行を拒否する」ことに属するか否かの認定について、執行申立人は、侵害者が侵害行為を実際に差し止めていないことを示す初步的な証拠を提出し、被執行人は、侵害行為を実際に差し止めたことを示す証拠を提出し、また法院の執行裁判官は、両当事者が提出した証拠を審査し、必要に応じて被執行人が侵害行為を実際に差し止めたか否かについて現地調査を行い、これは効果的かつ実施可能な方式となる可能性がある。

三、侵害差止判決の執行措置

前述したとおり、執行申立人が侵害差止判決の執行を法院に申し立てる場合、被告が侵害行為を差し止めいないことを示す初步的な証拠があり、かつ法院が被告が侵害行為を実際に差し止めたことを確定できない場合、法院は、確認義務を負うべきであり、例えば、被執行人の居住地、経営場所、侵害行為発生場所において調査を行うなどの方式で、被執行人が侵害行為を実際に差し止めたことを確定すべきである。ここで、執行の面で、以下の3つの状況を含む。第一に、進行中の侵害行為又は進行し続ける侵害行為を阻止すること。第二に、将来的な再侵害行為の発生を防止すること。第三に、確認された再侵害行為者に対して罰金、拘留から刑事責任の追及に至るまでの処罰を科すこと。

1. 進行中の侵害行為又は進行し続ける侵害行為について

法院が侵害差止行為を執行するために取ることができる最初の措置は、被執行人に対して侵害行為を差し止めるよう書面で通知することと、被執行人の居住地、経営場所、侵害行為発生場所において侵害行為を調査することと、被執行人の進行中の侵害行為又は進行し続ける侵害行為を阻止するために、被執行人に対して、侵害に使用された専門的な機器又は原材料を廃棄するか又は処理するよう命じることと、被執行人が侵害し続ける客観的な可能性を排除するためのその他の措置を取ることとを含む。

2. 将来において再度発生する可能性がある侵害行為について

法院は、侵害差止判決を執行する際に、将来において再度発生する可能性がある侵害行為を防止するために一定の執行措置を取らなければならない。例えば、法院は、被執行人に対して、再侵害行為が発生すると、一定額の罰金又は拘留などの司法罰則を受けることを約束又は保証するよう命じるか、又は、被執行人が知的財産権を侵害し続けるリスクを解消するために被執行人と執行人との間の和解を促進することができる。当然のこ

とながら、執行申立人は、知的財産権を侵害し続けるリスクの発生可能性について一定の立証責任を負う。

3. 再侵害行為について

法的効力を有する法院の判決の履行を拒否する行為については、民事訴訟法の関連する司法解釈を適用することを考慮することができる。執行終結後の6ヶ月以内に、被執行人又は他人が執行済みの標的に対して妨害行為を行った場合、法院は、申立に基づいて妨害を排除し、民事訴訟法第114条の規定に基づいて罰則を科すことができ、すなわち、法的効力を有する法院の判決、裁定の履行を拒否する場合、法院は、情状の輕重に応じて罰金、拘留を科すことができ、該行為が犯罪を構成する場合、法律に基づいて刑事責任を追及する。

四、結論

以上より、知的財産権の分野における「侵害差止の救済役割を十分に發揮し、侵害差止義務を適切に適用し、侵害行為を効果的に抑制する」という指針を完全に実行するために、法院が判決執行の面で知的財産事件における侵害差止判決の運用手順と措置を標準化・明確化することが期待される。筆者は、本稿を通じて、知的財産権の分野における侵害差止判決の効果的な執行の促進に貢献し、知的財産権の権利者の合法的な権益を確実に保護し、再侵害行為を効果的に抑制することを目指している。



永新知識產權
NTD IP ATTORNEYS

网站: www.chinantd.com

专利: sunjian@chinantd.com

商标&法律: liyaqiong@chinantd.com

上級顧問: 鐘鳴

編集: 劉方圓、王智慧

總責任者: 沈春湘、李雅瓊

北京 • 上海 • 深圳 • 香港 • 东京 • 慕尼黑